

本人確認書類としての健康保険証等の廃止について

日頃より興能信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

2023 年 6 月 9 日公布のデジタル庁「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、2025 年（令和 7 年）12 月 1 日をもって健康保険証等（※1）が廃止となります。

これに伴い、2025 年 12 月 2 日以降、健康保険証等は本人確認書類や補完書類として使用できなくなります。なお、健康保険証等に代わる行政が発行する「資格確認書」（※2）は、有効期限内で引き続き本人確認書類として使用できます。

※1 「健康保険証等」とは

国民健康保険証・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証

※2 「資格確認書」とは

2024 年（令和 6 年）12 月 2 日以降、マイナンバーカードを持てない、マイナ利用登録をしていない人が発行を受ける書類

「資格確認書」の詳細はデジタル庁のホームページをご覧ください。

<https://digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card/optional-insured-status>

